

柏市立図書館図書資料購入業者選定基準

制定 平成30年 3月 1日

施行 平成30年 3月 1日

1 趣旨

この基準は、柏市立図書館及び分館が定期的に購入する図書資料の購入業者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この基準において、次に挙げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(1) 図書館資料 図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1条に規定する図書館資料をいう。

(2) 図書資料 図書館資料のうち、図書及び雑誌をいう。

3 購入業者の選定

購入業者の選定は、柏市随意契約ガイドラインに基づき、次のいずれにも該当する業者から行うものとする。

(1) 図書資料を取り扱う業者のうち、柏市に事業所又は店舗を有しているものであって、柏市の入札参加資格者名簿に登録されているもの。

(2) 柏市立図書館資料装備要件書に基づく必要な装備を施すことができる業者であって、本館及び分館に週1回以上の納品が可能であるもの。

4 補則

この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成30年3月1日から施行する。